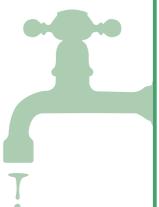


# 第67回 水道週間 6月1日(日)~6月7日(土)



問い合わせ先  
水道課  
☎ 096-248-1130

こんなときは必ず届け出を

・転出、引っ越しをするとき

(市内転居も含む)

・水道の使用を一時的に休止するとき

・転入、引っ越しして来たとき

(名義人が亡くなられても自動的には変更されません)

・一時的に休止した水道を再開するとき

・所有者や使用者の名義が変わったとき

(市内転居も含む)

・水道の使用を一時的に休止するとき

・休止届・開始届は市ホームページからも手続きできます



▲上下水道  
開始・休止

水道について理解と関心を深め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図る水道事業のさらなる発展を目指して、全国一斉に『水道週間』が実施されます。定期的な水質検査により水質基準に適合し安全であることを確認しています。

本市の水道水は、全て天然の地下水をくみ上げ、滅菌して配水しています。定期的な水質検査により水質基準に適合し安全であることを確認しています。

蛇口を開ければ簡単に得られる安全な水。あまりにも身近にあるため、現代の私たちは水のありがたさをつい忘げがちです。安全な水を安定して配水することは水道事業の基本的な役割の一つですが、災害や事故などで水道が使えなくなる場合もあります。「もし今、水が止まつたらどうなるだろう…」

この機会に、水の大切さやありがたさをほんの少し考えてみてください。



**生活できる節水**  
家庭でできる身近な節水に取り組みましょう。  
・洗顔、歯みがきのときは水を出しつ放しにしない。  
・洗濯などにお風呂の残り湯を再利用する。  
・洗車は、バケツに水をくんで行なう。など

## 家庭での漏水に注意

漏水(宅内の水漏れ)を放置すると上下水道料金が高額になるばかりでなく、限りある水資源を無駄にすることになります。給水管(本管から宅地内)は、基本的に所有者の自己管理になりますので、早期発見、早期の修理をお願いします。

## 漏水の見つけ方

検針時(毎月20日~月末日)の『上下水道使用量のお知らせ』の検針票と前月の検針票を比べ、量が極端に増えた場合は、漏水のおそれがあります。次のことを確認しましょう。

①全ての水道の蛇口(トイレの給水

※このパイロットマークがわざかでも回つていれば、宅内のどこかで水漏れがあることになります。  
※水道メーターの管理は、所有者自身になります。土に埋まつていなかいか、上に物が乗つていないなど日頃からご確認をお願いします。



パイロットマーク

市指定水道工事店の一覧は市ホームページに掲載しています。  
水道給水管の修理は、市指定の水道工事店へご連絡・ご相談ください。



▲市指定工事店

※このパイロットマークがわざかでも回つていれば、宅内のどこかで水漏れがあることになります。  
※水道メーターの管理は、所有者自身になります。土に埋まつていなかいか、上に物が乗つっていないなど日頃からご確認をお願いします。

※このパイロットマークがわざかでも回つていれば、宅内のどこかで水漏れがあることになります。  
※水道メーターの管理は、所有者自身になります。土に埋まつていなかいか、上に物が乗つっていないなど日頃からご確認をお願いします。

※このパイロットマークがわざかでも回つていれば、宅内のどこかで水漏れがあることになります。

※このパイロットマークがわざかでも回つていれば、宅内のどこかで水漏れがあることになります。